



EU による IFRS 第 8 号の承認

欧州議会は、11 月、IFRS 第 8 号「事業セグメント」を承認しました。これは国際会計基準審議会 (IASB) による当基準の公表から一年後の承認となります。PwC の UK アカウンティング・コンサルティング・サービスの Katie Woods と Gary Berchowitz が、未だ解決されていない問題について検討します。

IFRS 第 8 号は、長期にわたる議論を経て、欧州議会により承認されました。これにより EU 域内企業は、2007 年 12 月に終了する事業年度の財務諸表に当基準を早期適用することができます。しかしながら、この決議の文言では、当議会における留保事項を反映して、欧州委員会に対して、いくつかの要求を行っています。その内容は以下のとおりです。

- 欧州議会は、欧州委員会に対して、IFRS 第 8 号における地域別情報がその前身である IAS 第 14 号におけるそれよりも少ないという懸念について IASB と協議し、6 ヶ月以内に報告することを要求している。
- 欧州議会は、IFRS 第 8 号がすべての作成者 (とりわけ中小企業) にとって望ましい基準だとは考えていない。このため、IASB が「中小企業向け IFRS」プロジェクトを完了させた場合には、IFRS 第 8 号に影響を及ぼす可能性がある。
- 欧州議会は、欧州委員会に対して、採取産業に国別の報告を提供することを要求する基準の策定を支援するよう指示している。欧州委員会がこれに関してどのような貢献ができるかは明らかではない。
- 欧州議会は、欧州委員会に対して、EU の多くの地域で IFRS 第 8 号を適用すること (地域別セグメント情報の報告および IFRS に基づかない財務数値の利用を含む) について検討するよう指示している。欧州委員会は、これらの問題を、2011 年までに欧州議会に報告することが要求される。

IFRS 第 8 号は、2009 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されます。早期適用は許容されます。

お問合せ： あらた監査法人 (広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179 (直通)

メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース (PwC) のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.